

貸付事業一覧

事業名	目的	資金の種類	対象者	貸付限度額	期間	利率	備考
母子寡婦福祉資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金 事業継続資金 修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金 住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	母子家庭の母、寡婦、母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	資金ごとに設定	資金ごとに設定	無利子又は年1.5%	青少年家庭課で受付 (浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村について各市町村)
生活福祉資金	低所得者、高齢者及び障がい者に対し、各種資金を低利子又は無利子で貸し付けるとともに必要な相談支援を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	総合支援資金 福祉資金 教育支援資金 不動産担保型生活資金	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯	資金ごとに設定	・据置期間 資金ごとに設定 ・償還期間 20年以内で資金ごとに設定	無利子(連帯保証人がいない場合は利子が年1.5%となる資金あり)	各市町村社会福祉協議会取扱
臨時特例つなぎ資金	離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その自立を支援するため、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸し付けを行う。	臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者	10万円以内	一括交付	無利子	各市町村社会福祉協議会取扱
障害児療養支援滞在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象児童の扶養義務者 ・居住地に応じて定める起点から120Kmを超える県外医療機関に10日以上入院すること	入院予定期間 1ヶ月未満 30万円 1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社会福祉協議会取扱

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利 率	備 考
配偶者等 からの暴力 被害者 自立支援 金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るために資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金 住宅借上げ資 金	女性相談センターにおいて一時保護中、または一時保護所退所後6ヶ月以内のDV被害者で、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	・据置期間 貸付けの日から3ヶ月以内 ・償還期間 据置期間の満了の日から3年以内	無利子	窓口は女性相談センター